

小倉りえこの質問及び、区長・教育長からの答弁まとめ

質問項目：

【清掃事業】

時代の変化に伴う清掃事業の展開について
観光におけるごみ対策について
事業系ごみの少量排出事業者について

【医療・健康対策】

災害医療について
性感染症について
働き盛り世代の健康対策について

【地域包括ケアシステム】

【これからの時代に適応すべき人事戦略】

*一般質問とは、区議会定例会の場において、議員が区政に関して広く説明や報告を求めたり、将来に対する考え方等を区長と教育長（教育関連の場合）に質問することです。

【清掃事業について】

Q. 清掃事業は平成12年4月に東京都から港区へ所管が変更となったが、当時のやり方のまま現在も継続している。人口も増えているが、時代と実情に合った清掃事業へシフトすべきでは。

区長： 人口が増加し、将来には高齢者人口も確実に増加していく。港区ではごみ量を削減し、資源の有効利用を促進することなど、持続可能な社会を見据えた「循環型社会の形成」を目指している。3Rの推進や食品ロス削減、ごみと資源の分別の徹底、区民や事業者への啓発活動を積極的に行う。また、ふれあい指導班や民間業者の活用など、資源とごみの適切で効率的な収集・運搬・処理体制の整備を進め、社会の変化に対しきめ細かい対応を図る。

Q. 観光客が排出するごみについて検討されている気配がない。どのように対策を講じていく必要があるのか、観光客を受け入れたいとする地方自治体の責任は。

区長： 港区が目指す都市イメージとして「清潔感あふれる都市」を掲げている。ポイ捨て禁止に関する啓発を行うとともに、区が管理する公園や施設ではごみは持ち帰ってもらうことにしている。観光に訪れた方が利用する宿泊施設や飲食店などでは、適正なごみ処理について指導・啓発を行う。

Q. 「従業員20人以下及び1日の平均ごみ排出量が50kg未満の事業者で、自主回収ルートを持つことが困難な場合には例外的に有料シールを貼って区の収集に排出することができる」とした少量排出事業者によるごみが、区の収集車が回収するごみの1/3を占める。家庭ごみの収集に支障をきたしているかもしれない。自己処理責任はどのように高めていくのか。

区長： 区が行う資源やごみの収集は家庭ごみを残さず収集することを基本としている。小規模事業者や商店などに配慮し、1日50kg以下未満と上限を設けて例外的に収集をしている。しかし、区の人口増加に伴いごみ量は増加傾向にある。事業系ごみが増えないように対応する必要がある。事業者の処理責任について周知を図る。

Q. 区の収集車で回収する事業ごみを減らし、課題の残る清掃事業に余力を割くほうがいいのではないか。少量排出事業者に対し、港区としてこのままの現状で良いとするか、また業者と契約してもらう方にシフトしてもらいたいのか。

区長： 現在、区が収集している事業者に対して、民間収集のメリットを伝えている。それぞれの事業者の実情の確認をしながら丁寧に対応している。事業者の自己処理責任の原則に基づき、民間収集を利用することを促していく。

【健康・医療対策について】

Q. 災害時には港区がトリアージを実施する緊急医療救護所を設置するが、発災が夜間や週末の場合には行政主導の設置は間に合わない。現在の取り組みと今後の方向性は。

区長： 8病院の近接地に緊急医療救護所を設置する準備が整っている。緊急医療救護所におけるトリアージなどは、医師会及び歯科医師会と協定を締結し協力を要請している。夜間や週末の発災に備え、病院が区に先んじて緊急医療救護所の設営ができるよう、現在2ヶ所の病院の緊急医療救護所設営マニュアルを作成しており、他の病院についても順次作成していく。

Q. 梅毒が急増している。対象者の実情に応じた対策が必要になるかと思うが、急増する梅毒をはじめとした性感染症について、区が認識している課題と、これからどのような普及啓発や対策が必要と考えているか。

区長： これまで男性を主な対象とする性感染症対策を行ってきたが、今後は20代を中心とした若い女性も対象に、取り組みを行う必要があると認識している。保健所で毎月2回、土曜日でも受診できるように区内22医療機関に委託し、梅毒を含む性感染症の無料検査を実施している。今後はポスター掲示などで検査に関する普及啓発や梅毒等に関する情報提供、大学の学園祭や区民まつりなどのイベントでも普及啓発を行う。

Q. 若年層に対しては予防に関する知識を得ることが有効だが、まだ不十分と思われる。区立小中学生に対しては医師や専門講師に依頼するなど、学校教員との連動・連携することも性教育や性感染症予防に有効ではないか。

教育長： 近年、性感染症の罹患者の増加傾向や低年齢化が社会問題になっており、より専門的な知識を医療機関から学ぶことは、子供達にとって理解がより深まるという点で効果的であると考え。地域の医療機関と連携を図り、保健教育の充実に努める。

Q. 事業者規模によっては産業医が常駐したりしているが、従業員数50名以下では産業保健サービスが届きにくい。働き盛り世代の健康対策において、今後の取り組みはどのようなものか。また、フリーランスなど個人事業主として働く層にはどのような対策をとるか。

区長： 産業保健師会との意見交換や情報共有を行っているが、今後は企業との連携を深めていく。フリーランスなどの企業組織に属さない人には働き方に応じた健康対策が必要。健康診断や30検診の受診率を高め、保健指導や相談も行う。

【地域包括ケアシステムについて】

Q. 在宅医療・療養・介護相談窓口が9/1に開設された。これとは別に、現在整備中の在宅がん緩和ケア支援センターやこれからの難病対策において、内容が重なる部分も多い。来年度から本格運用される事業の大切な一歩であるが、改めて地域包括ケアシステムのビジョンを伺う。

区長： 港区医師会などの関係機関や、がん在宅緩和ケア支援センターなどとネットワークを構築し、一体的で安定したシステムとして運用できるように検討を進めていく。地域共生社会の実現に向け、実効性のある仕組みとなるよう取り組む。

【これからの時代に適応すべき人事戦略について】

Q. 職員が削減されてきた。採用より離職や予測できない人員の減少があり、組織体制に不安がある時がある。人材育成だけではなく、層の厚さも充当する必要性が生じるはず。職員数を含めて、様々な見直しをする必要性をどう考えているか。

区長： 人材の創出と活用が重要。有為な人材の確保や職員数の適正な見直し、柔軟な人事管理を推進する。